

自転車を活用した町内周遊促進事業
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

蟹江町

自転車を活用した町内周遊促進事業公募型プロポーザル実施要領
※本事業の実施は令和8年度蟹江町一般会計予算の成立を条件とする

1 趣旨

本実施要領は、人を呼びこみ、つながり、暮らす、地域の魅力あふれる生業づくり事業の一環として行う自転車を活用した町内周遊促進事業公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

自転車を活用した町内周遊促進事業

(2) 事業内容

- ① 四季巡りラリーの企画・運営
- ② イマーシブシアターの企画・制作・開催
- ③ 上記①、②を始めとする対外的なプロモーション
- ④ 上記①、②、③に係る事業効果の検証及び報告

※ 詳細は「自転車を活用した町内周遊促進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 見積上限額

24,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 令和8・9年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出され、登録されている業者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ③ 本実施要領の配布の日から企画提案書提出日までの期間に蟹江町が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。また、本町の指示に柔軟に対応できること。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受け

たものを除く。

- (2) プロポーザルへの参加者が、受託候補者特定までの間に上記の参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年3月31日（火）17時まで

(2) 質問の提出

本プロポーザルに関する質問は、電子メールで提出すること。送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務委託に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画・積算に関する内容等には回答しない。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年4月3日（金）に本町ホームページに公表することとし、個別対応は行わない。その際質問者名は公表しない。また、質問事項が重複していると本町が判断したものは、整理して回答する。なお、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

5 参加申込書の提出期限等及び提出書類

(1) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年4月8日（水）正午まで（必着）
- ② 提出場所 蟹江町役場ふるさと振興課（13問合せ・提出先のとおり）
- ③ 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送又はメールによる送付
※ メールで送信した場合、6(1)提出の際に原本を提出すること。

(2) 提出書類

参加申込書【様式1】 ※提出部数正本1部

6 企画提案書等の提出期限等及び提出書類等

(1) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年4月10日（金）正午まで（必着）
- ② 提出場所 蟹江町役場ふるさと振興課（13問合せ・提出先のとおり）
- ③ 提出方法
ア 6(2)①と、6(2)②の添付書類については、メールでの提出及び、持参又は郵送すること。

イ 6(2)②の企画提案書については持参又は郵送すること。

(2) 提出書類等

- ① 参加申込書の添付書類 ※提出部数正本1部、副本14部
 - ア 会社概要【様式1-2】
 - イ 業務実績【様式1-3】
 - ウ プロポーザルの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状【様式1-4】
 - エ 実施要領及び配布資料に関し、質問がある場合はその質問書【様式1-5】
 - オ 参加表明後応募者が参加を辞退する場合はその辞退届【様式1-6】
- ② 企画提案書【様式2、様式任意】 ※提出部数正本1部、副本14部
- ③ 企画提案書の添付書類 ※提出部数正本1部、副本14部
 - ア 業務実施体制【様式2-2】
 - イ 組織体制に関する調書【様式2-3】
 - ウ 業務スケジュール【様式任意】
 - エ 自転車を活用した町内周遊促進事業業務委託見積書【様式2-4】

7 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

- (1) 記載要領
 - 別紙1のとおり
- (2) 企画提案書の無効
 - 提出書類について、本実施要領及び別紙1の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- (3) その他
 - ① 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
 - ② 企画提案書等の提出は1者につき1案とする。

8 参加の辞退

参加申込者は、企画提案書等の提出期限（令和8年4月10日（金）正午）までは、いつでも参加を辞退することができるものとする。参加を辞退しようとする者は、【様式1-6】に辞退の旨及び辞退の理由を明記して、蟹江町役場ふるさと振興課（13問合せ・提出先のとおり）にメール又は、郵送又は持参すること。ただし、当該辞退の届出をした後は、その撤回をすることはできないものとする。

9 審査及び受託候補者の特定方法

(1) 特定方法

企画提案書等の審査及び受託候補者の特定は、自転車を活用した町内周遊促進事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書等について書類審査と選定委員会（プレゼンテーション）を行い、その内容を総

合的に評価し、その結果に基づいて最高得点者を本業務の受託候補者として特定する。提出された書類等の内容については後日問合せを行う場合がある。

なお、企画提案が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。評価点の合計が6割に満たない場合は、受託候補者とししない。

(2) 書類審査

提出された企画提案書等の書類について、評価項目及び配点に基づき審査する。なお、審査経緯は報告せず、審査内容及び結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 失格事項

プロポーザルの参加者及び提案内容について次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、直ちに本業務の受託資格を失う。

- ① 資格提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ② 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 参加資格に適合しない場合
- ④ 本実施要領等において示した内容に違反又は逸脱した場合
- ⑤ 見積書の見積額が見積上限額を超える場合

(4) 選定委員会（プレゼンテーション）

① 日時

令和8年4月27日（月） 指定時刻

② 場所

蟹江町役場 3階 協議会室

③ 説明時間

各提案30分以内（説明20分、質疑応答10分を目安とする。）

④ 説明方法

説明方法及び説明時間配分は各者自由

※ 会場には、75インチのモニター、HDMI ケーブル、電源を準備する。
その他必要な機器は提案者において用意すること。

(5) 審査基準及び配点

審査は、提出書類及びプレゼンテーションにより、企画提案の内容、業務実績、見積額等により総合的に評価を実施する。審査の実施に際しての配点及び評価基準は別紙2のとおりとする。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年4月28日（火）を目途に全ての参加者に電話またはメールで通知する。文書での通知はそれ以降できるだけ速やかに行う。また、本町ホームページにおいても受託候補者を公表する。なお、審査の

経過については一切公表しない。ただし、受託候補者特定後及び契約締結後は、参加者に対して自己の評価結果を情報提供することができる。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 最高得点者として受託候補者に特定されたものと協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の方法により契約の締結を行う。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉に係る費用は、特定されたものが負担するものとする。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を行うものとする。

- (2) 契約保証金については、蟹江町契約規則第29条、第32条及び第33条の規定による。

11 注意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、蟹江町役場ふるさと振興課と十分な調整を行うこと。また、蟹江町が実施する事業として、政治的中立性を保つことはもとより、品位を損なうことのないようにすること。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (3) 企画案の作成・提出に要する経費は、各社の負担とする。
- (4) 成果物の著作権については、成果物引き渡し時に蟹江町に無償で譲渡すること。また、業務受託者は成果品に係る著作権に関して著作人格権を行使しないものとする。

12 スケジュール

実施内容	実施期間または、期日（土日、祝日を除く）
公告	令和8年3月24日（火）
参加申込書等提出期限	令和8年3月24日（火）～4月8日（水）正午
質問書提出期限	令和8年3月24日（火）～3月31日（火）
質問書回答期限	令和8年4月3日（金）
企画提案書等提出期間	令和8年3月24日（火）～4月10日（金）正午
審査委員会	令和8年4月27日（月）午後
結果通知	令和8年4月28日（火）
結果公表	結果通知後速やかに行う
契約締結	令和8年5月中旬

※ やむを得ず上記日程を変更する場合は、速やかに連絡する。

13 問合せ・提出先

愛知県蟹江町役場ふるさと振興課（担当：川杉、成田）

住所 〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸3丁目1番地

電話番号 0567-95-1111

メール furusato@town.kanie.lg.jp

F A X 0567-95-9188